

発議第9号

令和3年9月29日

木津川市議会議長 森本 隆 様

提出者	木津川市議会議員	倉 克伊
賛成者	木津川市議会議員	福井 平和
賛成者	木津川市議会議員	酒井 弘一
賛成者	木津川市議会議員	森本 茂
賛成者	木津川市議会議員	柴田はすみ
賛成者	木津川市議会議員	玉川 実二
賛成者	木津川市議会議員	山本 和延
賛成者	木津川市議会議員	河口 靖子
賛成者	木津川市議会議員	山本しのぶ

太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書について

上記の議案を、地方自治法第99条及び木津川市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

## 太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書（案）

世界的な脱炭素の流れや我が国における温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、再生可能エネルギーの更なる導入拡大が必要とされている。

こうした中、再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度（FIT）の施行以降、林地開発を伴う大規模な太陽光発電の導入量が着実に増加している。

しかしながら、森林減少等に伴う温室効果ガスの排出量は、世界全体の排出量の約2割を占めるなど、世界では、森林減少を防止することが、地球温暖化対策として極めて重要であると認識されている。また、森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しており、私たちの生活と深くかかわっている。

このような中、各地で進められている大規模な太陽光発電設備の設置は、多面的な機能を有する森林が伐採され、土砂流出や濁水の発生の恐れ、景観等の問題のほか、生物や生態系、水循環などの自然を破壊している状況である。

特に、これらの問題を懸念する地域住民と十分な調整がされないまま事業が進められることにより、各地で地域住民と事業者との間でトラブルが多発している。

さらに、太陽光発電事業は長期に及ぶ事業であるとともに、将来、大量の使用済み太陽光発電設備の発生が見込まれるが、長期に及ぶ設備の適切な管理及び適切な撤去、森林の再生等を担保する仕組みが十分整備されておらず、事業終了後に発電設備が放置され、環境汚染や景観の破壊につながる恐れがある。

よって、国におかれては、国として安心安全な脱炭素の実現に向けて責任をもって次の事項について措置されるよう強く要望する。

### 記

- 1 再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画の認定に際し、一定規模以上の発電設備を設置する事業者に対して、影響区域の地域住民への事前説明を義務付けること。
- 2 太陽光発電設備について、地域の景観維持、環境保全及び防災の観点から、地元自治体の条例、土地利用計画等と十分整合性のとれた事業計画となるよう立地規制等に係る法整備等の必要な措置を行うこと。
- 3 「固定価格買取制度（FIT）」終了後や事業者の経営破綻時において、太陽光発電設備の適切な管理や撤去又は処分が適切かつ確実に行われるとともに、事業撤退後においても事業者の責任で自然環境が原状回復される仕組みを整備すること。
- 4 本年7月の欧州での壊滅的な洪水や中国を襲った「1000年に1度の大雨」など、世界規模で異常気象が発生していることを受け、昨今多発する集中豪雨にも一定対応できる雨量強度とするなど、林地開発許可を含む各許認可の基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

木津川市議会議長 森本 隆

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣  
環境大臣